

2 施策の内容

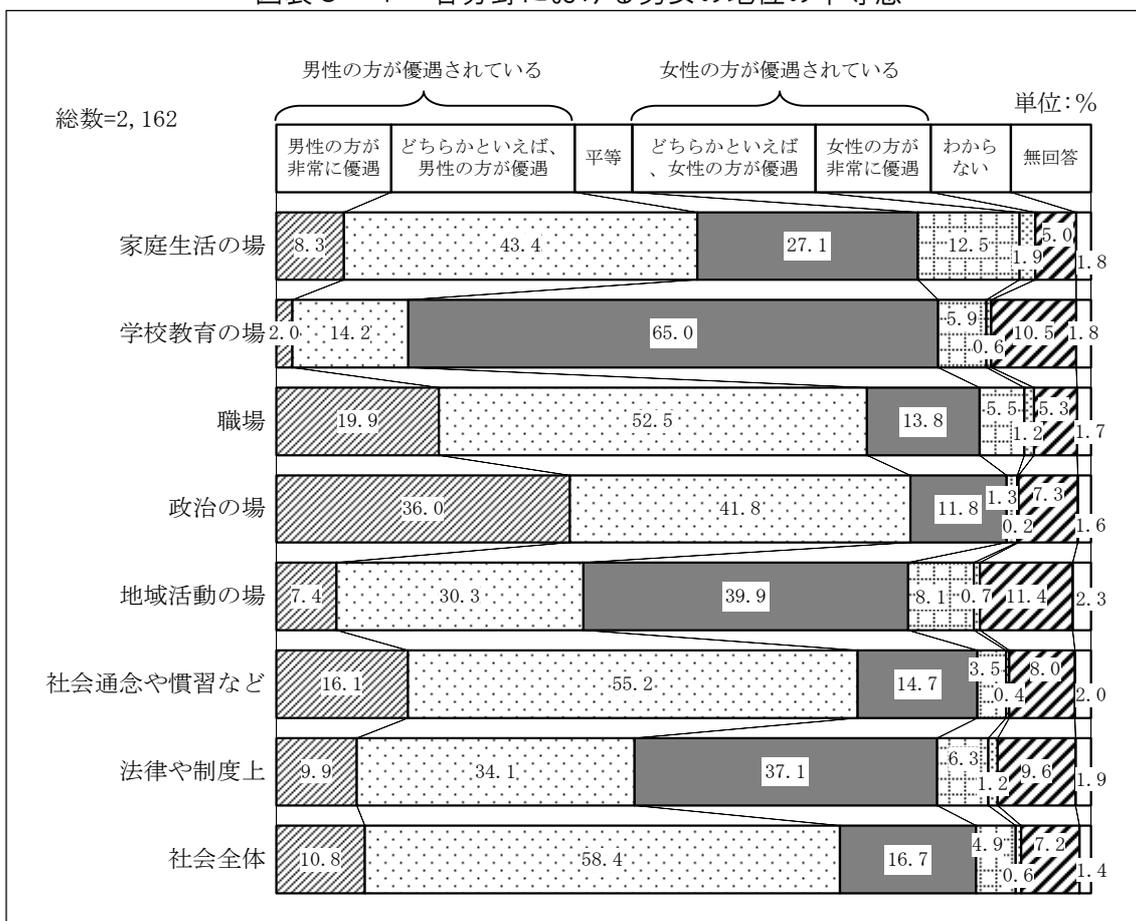
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、人権尊重の理念に関し、正しく理解することが重要です。

しかしながら、市民意識調査によると、「職場」「政治の場」「社会通念や慣習など」で7割を超える人が、「社会全体」では7割弱の人が、男性の方が優遇されていると感じています。

男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育をはじめ、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

図表3-1 各分野における男女の地位の平等感



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

施策の方向 1

人権尊重・男女平等意識の啓発

人権尊重や男女共同参画に関する意識の啓発を、あらゆる機会を通じて推進します。また、男女共同参画に関する調査・研究を進めます。

基本的施策①

人権尊重意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
1	人権教育の推進	<p>人権・同和問題の理解を図る講座の開催、人権標語・人権作文の募集及び表彰、人権の花運動、実践事例集・人権作文集・人権ニュースの発行などに取り組みます。</p> <p>数値目標 「人権の花運動を実施する小学校の数」 ・35校（25年度） → 136校（26～29年度累計）</p>	生涯学習振興課 人権教育推進室
2	人権についての啓発パンフレットの作成・配布	<p>様々な人権問題の解決のため、同和問題、女性・子ども・障害のある人・高齢者・外国人などの人権問題について理解を図るための資料を作成します。</p> <p>数値目標 「啓発冊子・パンフレットの作成・配布数」 ・8,000部（24年度末） → 8,000部（30年度末）</p>	人権政策推進課
3	人権セミナー・講座等の開催	<p>市民の人権尊重意識の普及・高揚を図るため、市民に対して人権問題の講演会を開催します。</p> <p>数値目標 「人権啓発講演会及び市内企業等人権問題研修会の参加者数」 ・1,397人（25年度） → 6,480人（26～29年度累計）</p>	人権政策推進課
新規 4	性の多様性への理解の促進	<p>性同一性障害*など自分の性別に違和を感じる人々や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性的指向*を持つ人など、性の多様性についての理解を促進するための講座などを実施します。</p>	男女共同参画課

基本的施策②

男女平等意識に関する調査・研究

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
5 Ⅱ・Ⅸ に再掲	男女共同参画に関する調査・研究	ジェンダー統計*、ディーセント・ワーク*などをはじめとした男女共同参画に関する問題についての調査・研究を実施し、施策や男女共同参画推進センターで開催する講座等に活用します。	男女共同参画課

基本的施策③

男女共同参画に関する意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
6 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 5px; padding: 2px; display: inline-block;">数値目標</div> 「講座等受講者の満足度」 ・79.9%（24年度末）→90%（30年度末）	男女共同参画課
7 Ⅱに再掲	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」の発行	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」を発行し、市民への情報提供と意識啓発を行います。	男女共同参画課
8 Ⅱ・Ⅸ に再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課
9	職員研修等の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員研修などを実施します。	男女共同参画課
10	男女共同参画週間の周知	男女共同参画社会基本法*の制定にちなんで全国的に実施される男女共同参画週間の周知のため、記念講演会の開催、広報、ホームページにおける啓発などを行います。	男女共同参画課

施策の方向 2

男女平等教育の推進

子どもの頃からの男女平等の理解を深めるための教育や、親、教職員などに対する家庭教育、学校教育においても、男女共同参画の理解を促進します。

基本的施策①

家庭教育への取組

事業番号	推進事業	事業内容	担当所管
11	親の学習、家庭教育学級等の実施	<p>様々な考えや学びを通し、親として成長していくことを支援する参加型学習や、家庭における子育てについて理解を深める講座などを実施します。</p> <p>数値目標</p> <p>「生涯学習総合センター・公民館における講座の延べ参加者数」</p> <p>・14,137人（24年度末）→15,000人（30年度末）</p>	生涯学習総合センター・公民館
12	家庭教育、子育てセミナー等の開催	<p>小学校の就学時検診や中学校の入学説明会などの機会を活用し、保護者を対象に、家庭教育に関する講座を開催します。</p> <p>数値目標</p> <p>「実施校（小学校と中学校の合計）」</p> <p>・119校（24年度末）→130校（30年度末）</p>	生涯学習振興課

基本的施策②

学校教育での取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
13	教職員の意識づくりと研修の充実	<p>教職員を対象に、校内人権教育研修会・講演会を開催します。</p> <p>数値目標</p> <p>「研修会・講演会の開催学校数」</p> <p>・158校（25年度）→167校（30年度末）</p>	生涯学習振興課 人権教育推進室
14	特別支援教育の推進、特別支援学級への支援	<p>障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を実践します。また、交流及び共同学習を推進します。</p>	指導2課

15	男女平等の 視点からの 生活指導・進 路指導	男女平等の視点を踏まえた生活指導・進路指導を行います。	高等看護学院
----	---------------------------------	-----------------------------	--------

施策の方向 3

男女平等学習の充実

人権尊重を基盤にした男女平等感の形成と、男女共同参画についての正しい理解を深めるための学習機会の充実に努めます。

基本的施策①

男女共同参画の視点に立った学習の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
16 Ⅱに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び地区公民館において男女共同参画の視点に立った講座を開催します。 数値目標 「男女共同参画の視点に立った講座数」 ・12講座（24年度末）→20講座（30年度末）	生涯学習総合センター・公民館
17 Ⅱに再掲	男女共同参画に関する学習グループの支援	男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。	男女共同参画課
18	図書館資料情報の提供	中央図書館内「市民活動支援コーナー」に「男女共同参画コーナー」を設け、ジェンダー*や女性論、家族や結婚・離婚に関する本などを収集し、情報の提供を行います。 数値目標 「男女共同参画コーナーの資料数」 ・1,071冊（25年度）→1,200冊（30年度末）	中央図書館資料サービス課
19	高齢者大学事業の充実	市内在住の60歳以上の方を対象として、1年制の大学及び大学院を市内6か所に設置し、月2～3回程度の講義を開催します。 数値目標 「卒業生のシルバーバンク又はシルバー人材センターへの登録者数」 ・17人（24年度）→80人（30年度末）	高齢福祉課
20	男女共同参画に関する法令の周知	女子差別撤廃条約*、男女共同参画社会基本法*、DV防止法*、男女雇用機会均等法*など、男女共同参画に関する法令及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえて制定した、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」の周知を行います。	男女共同参画課

21	法制度に関する学習機会の提供	男女共同参画社会基本法*やDV防止法*などの法制度についての理解を深める講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
----	----------------	---	---------

施策の方向 4

メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

女性や子どもの人権尊重と男女共同参画の視点を踏まえた広報・出版物を作成するとともに、主体的に情報を読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー*）を養うための啓発・学習機会を提供します。

基本的施策①

人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現の浸透と意識の向上の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
22	男女共同参画の視点に立った広報・出版物の作成	人権尊重・男女共同参画の視点に立った、広報・出版物を作成します。	男女共同参画課 全 庁
23	メディア・リテラシー向上のための啓発、講座の開催	男女共同参画の視点からメディアを読み解き、活用する能力（メディア・リテラシー）に関する啓発及び講座などを実施します。	男女共同参画課
新規 24	メディア・リテラシー教育の推進	全ての市立小・中・特別支援学校での「携帯・インターネット安全教室」や、管理職・若手の教職員などを対象とした情報モラル研修を開催します。また、「学校非公式サイト」などの継続的な監視と削除依頼を実施します。	教育研究所

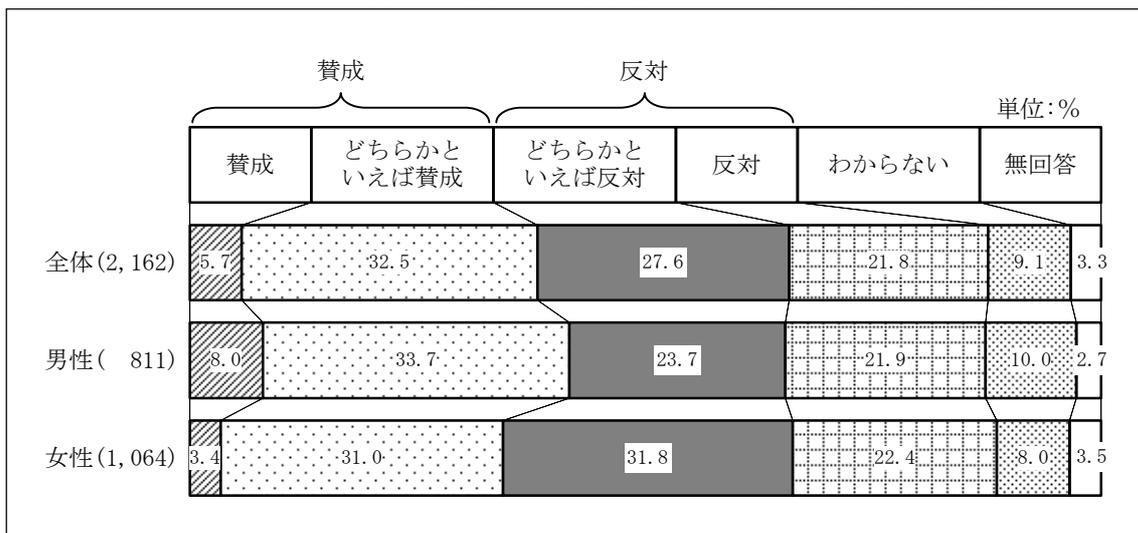
目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画社会実現の大きな障害の一つとなっています。市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的な意見が肯定的な意見を上回る結果となっているものの、依然として根強く残っていることが分かります。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮して、多様な生き方を可能とするためには、制度や慣行の見直し、固定的な性別役割分担意識*の解消が必要です。特に、固定的な性別役割分担意識については、男性に肯定的な意見が多くみられることから、「男女共同参画社会の形成は男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある」ことへの理解を深め、固定的な性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を積極的に推進します。

また、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関する継続的な調査・研究をはじめとした情報の収集・提供を行います。

図表3-2 「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

施策の方向 1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

性別による固定的な役割分担にとらわれない意識を醸成するため、情報の収集、提供、啓発を行います。また、男女共同参画推進センターを拠点として、市民団体の活動を支援し、学習機会の提供などを行います。

基本的施策①

性別による固定的な役割分担にとらわれない意識の啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
6 Iに再掲	男女共同参画に関する講座・講演会の開催	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">数値目標</div> 「講座等受講者の満足度」 ・79.9%（24年度末）→90%（30年度末）	男女共同参画課
25	男女共同参画の視点からの慣行の見直し	固定的な性別役割分担にとらわれない意識の醸成のため、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、市報、ホームページなどにより、男女共同参画に関する情報を提供します。	男女共同参画課
		隔年で作成している人権教育啓発資料「ひまわり」に男女共同参画に関わる内容を取り上げ、さいたま市立学校の全教員に配付します。	生涯学習振興課 人権教育推進室
		差別を許さない市民運動強調月間・週間、人権相談の実施など人権問題に関する情報を市報などに掲載し、市民の理解と認識を深めるとともに、人権問題の解決を図ります。	人権政策推進課
26	広報誌等による情報提供	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」、パートナーシップさいたま広報誌「鐘の音」、市報、ホームページなどに男女共同参画に関する情報を掲載します。	男女共同参画課
8 I・IXに再掲	男女共同参画に関する各種資料・情報の提供	男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	男女共同参画課

基本的施策②

公民館・団体等における推進・啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
16 Iに再掲	男女共同参画の視点に立った講座の企画・運営	男女共同参画社会への理解を深めるため、生涯学習総合センター及び地区公民館において男女共同参画の視点に立った講座を開催します。 数値目標 「男女共同参画の視点に立った講座数」 ・12講座（24年度末）→20講座（30年度末）	生涯学習総合センター・公民館
17 Iに再掲	男女共同参画に関する学習グループの支援	男女共同参画推進センターなどの活動場所及び情報を提供することにより、男女共同参画に関する学習グループなどを支援します。	男女共同参画課
27	市民コミュニティづくり等事業の充実	生涯学習総合センターにおいて、講座から誕生した学習ボランティアによる学習相談を行います。公民館においては、市民団体との協働による子育てサロンの運営や地域編集委員との協働による公民館報編集事業を行います。 数値目標 「事業の延べ参加者数」 ・13,843人（24年度末）→15,000人（30年度末）	生涯学習総合センター・公民館
28	公民館での託児の実施	子育て中の方でも、生涯学習総合センター及び公民館での講座に参加できるよう、託児付き講座の充実を図ります。 数値目標 「託児付きの講座の延べ参加者数」 ・1,492人（24年度末）→2,500人（30年度末）	生涯学習総合センター・公民館
29	社会教育団体における男女共同参画の促進	社会教育関係団体（さいたま市PTA協議会、さいたま市地域婦人会）の活動を支援します。	生涯学習振興課
30 Ⅲ・Ⅴ・Ⅸに再掲	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体に組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 数値目標 「協議会の新規加盟団体数」 ・10団体（30年度末）	男女共同参画課

施策の方向 2

男性にとっての男女共同参画の推進

重点事項 3

男性にとっての男女共同参画の意義の理解を広め、家庭生活・地域活動における男性の参画を促進するため、関連情報及び学習機会を提供します。また、相談事業などを通じて、男性にもたらされる重圧や心身の健康の問題などへの支援を行います。

基本的施策①

重点事項 3

男性にとっての男女共同参画の意義の理解の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
7 Iに再掲	男女共同参画社会情報誌「You&Me ～夢～」の発行	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」を発行し、市民への情報提供と意識啓発を行います。	男女共同参画課
31 Ⅲ・Ⅳに再掲	事業所を対象とする講座の開催	事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 数値目標 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合」 ・90% (30年度末)	男女共同参画課
32 Ⅱ・Ⅳに再掲	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加を促進するための講座を開催します。 数値目標 「講座等受講者の満足度」 ・79.9%(24年度末) → 90%(30年度末)	男女共同参画課
新規 33	ロールモデルの発掘・育成と情報提供	講座の開催などを通して、ロールモデル*の発掘・育成を行い、情報提供を行います。	男女共同参画課
新規 34	カジダン・イクメン写真展の開催	カジダン（家事に積極的に取り組む男性）やイクメン（子育てを楽しみ自分自身も成長する男性）を撮影した写真作品を募集し、写真展を開催します。	男女共同参画課

基本的施策②

重点事項3

男性の家庭生活・地域活動への参画の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
32 Ⅱ・Ⅳ に再掲	男性のための 講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加を促進するための講座を開催します。 数値目標 「講座等受講者の満足度」 ・ 79.9%(24年度末) → 90%(30年度末)	男女共同参画課
新規 35	子育てパパ 応援 プロジェクト	父親を対象とした家事・育児参加を促進する講座・イベントなどを、協働や他事業との連携により、開催します。 数値目標 「講座・イベント等の参加者及び施設利用者数」 ・ 4,500人(24年度) → 6,500人(28年度)	子育て企画課 子育て支援課
新規 36	保育士・幼稚園教諭体験の 拡大	父親等の子育て参加を推進するため、市内の保育施設・幼稚園における父親等の1日保育士・幼稚園教諭体験事業を実施します。 数値目標 「保育士・幼稚園教諭体験参加者数」 ・ 累計3,672人(21～24年度) → 累計7,440人(25～28年度)	幼児政策課 保育課
37 Ⅳに 再掲	育児・介護休業制度の 普及・啓発	事業主・従業員などの育児・介護休業法等に関する正しい理解と認識を深めるため、リーフレットの配布、労働法講座の開催、労働ガイドブックの作成を行います。	労働政策課
38 Ⅳに 再掲	出産前教室の 実施	主に初めてお産をする母親と父親を対象に、妊娠・出産・育児について講義や実習などを通して学べる教室を各区役所で実施します。	地域保健支援課
39 Ⅳに 再掲	親子教室の 開催	子育て家庭における育児力の向上のために、児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	青少年育成課

基本的施策③

重点事項3

男性にもたらされる重圧や心身の健康の問題等への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
新規 40	男性の悩み 電話相談の 実施	生き方、仕事、家庭、人間関係など男性が抱える悩みについて、男性相談員が相談に対応します。	男女共同参画課
新規 41 Ⅶに 再掲	うつ病家族 教室・ うつ病家族 ゼミナール	「うつ病家族教室」及び「うつ病家族ゼミナール」を開催し、うつ病とその周辺疾患に関する知識や家族の対応について普及啓発を行います。	こころの健康 センター

施策の方向 3

男女共同参画に関わる調査・研究

市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、施策に反映するため、市民意識調査を実施します。また、様々な調査・研究の結果を広く活用します。

基本的施策①

各種調査・研究の実施

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
5 I・IX に再掲	男女共同参画に関する調査・研究	ジェンダー統計*、ディーセント・ワーク*などをはじめとした男女共同参画に関する問題についての調査・研究を実施し、施策や男女共同参画推進センターで開催する講座等に活用します。	男女共同参画課
新規 42	市民意識調査の実施	市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画施策の推進に向けた基礎資料とするため、市民意識調査を実施します。	男女共同参画課

目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

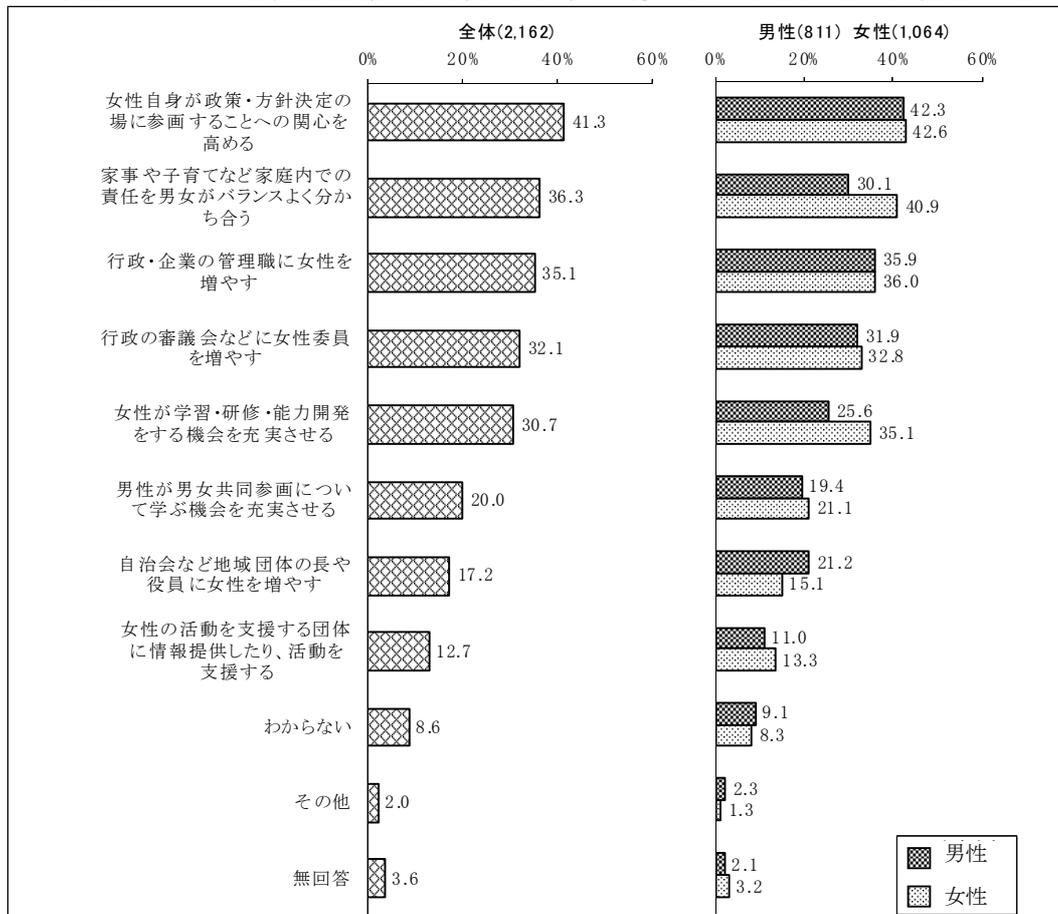
男女共同参画社会は、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければならないと、また、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには、あらゆる分野における女性の参画が不可欠です。

市民意識調査では、女性が政策・方針決定過程*の場に進出するためには、女性自身が関心を高めることが必要であるという回答が最も多くなっていることから、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高めるための啓発などに取り組みます。

女性が政策・方針決定過程に参画するためには、政治・経済・行政等あらゆる分野において女性が活躍し、指導的立場の女性が増えることが重要であり、女性自身の意識改革や人材育成の観点からのロールモデル*、キャリア形成の情報提供などを推進します。

また、女性が少ない分野である理工系分野への関心・理解を高め、進路選択を促進することなどにも取り組みます。

図表3-3 女性が政策・方針決定過程の場に進出するために必要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）

施策の方向 1

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市が率先して女性の参画の拡大を進めるため、審議会等委員への女性の積極的登用及び女性職員の管理職への登用を促進します。事業者、市民に対しては、啓発や情報提供などを行い、意識改革と自主的な取組を促進します。また、市民の行政への積極的な参画を促すため、政策・方針決定過程*の透明性の確保に取り組みます。

基本的施策①

行政・審議会等への女性の積極的登用

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
43	審議会等委員への女性の登用促進	<p>男女共同参画推進本部の開催、事前協議の実施、登用計画書の作成などを通じて、審議会等への女性登用を促進します。</p> <p>数値目標</p> <p>「審議会等における女性委員の割合」 ・ 36.4% (25年11月) → 42% (30年度末)</p> <p>「女性のいない審議会等の数」 ・ 6件 (25年11月) → 0件 (30年度末)</p>	男女共同参画課 全庁
44	女性職員の管理職への登用促進	<p>女性職員の管理職への登用を促進します。</p> <p>数値目標</p> <p>「一般行政職の女性管理職員比率」 ・ 7.9% (25年度) → 10% (28年度)</p>	人事課
		<p>教育委員会における女性職員の管理職への登用を促進します。</p> <p>数値目標</p> <p>「女性管理職員比率（教職員を除く一般行政職）」 ・ 17.2% (25年度) → 20% (28年度)</p>	教育総務課
		<p>女性教職員の管理職への登用を促進します。</p>	教職員課
45	市の女性職員の職域拡大	女性職員があらゆる分野で能力を発揮できるよう職域の拡大に努めます。	人事課 教育総務課
46	審議会等委員の市民公募の実施	審議会等委員の市民公募を実施し、男女が共に市政に参画する機会の拡大に努めます。	総務課 全庁

基本的施策②

事業者・団体による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47 Ⅳに再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクション*の周知を図るため、リーフレットなどの配布を行います。	労働政策課
31 Ⅱ・Ⅳに再掲	事業所を対象とする講座の開催	男女共同参画推進センターにおいて、事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">数値目標</div> 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合」 ・90%（30年度末）	男女共同参画課

基本的施策③

政策・方針決定過程の透明性の確保

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
48	情報公開の総合的な推進	市の保有する行政情報について請求に応じて開示するとともに、行政サービスの内容や政策の形成過程に関する情報を市民に正確に分かりやすく提供し、「見える化」を推進します。	行政透明推進課
49	広報の充実	市報・市ホームページなどによる広報活動の充実を図ります。	広報課
50	パブリック・コメント制度*の活用	市の基本的な政策等の策定にあたり、パブリック・コメントを実施し、市民等の意見を市の政策等に反映させます。	広聴課
51	区民会議に参画する区民のまちづくり	区民と行政をつなぎ、区民の意見を吸い上げるためのパイプ役として区民会議を位置付け、市民参加型の行政運営の実現を図ります。	コミュニティ推進課

52	政治や選挙に関する意識・関心の高揚	<p>政治啓発講演会の開催、街頭及びイベントなどにおける選挙啓発活動、青年選挙サポーターとの連携、学校での出前講座及び選挙用具の貸出しなどを行います。</p> <p>数値目標</p> <p>「市・区明るい選挙推進協議会の女性会員の割合」 ・ 35%（24年度末） → 42%（30年度末）</p>	選挙課
----	-------------------	---	-----

施策の方向 2

あらゆる分野における女性の参画の拡大

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供の充実を図ります。また、指導的役割を担う女性人材の育成支援と、学生に対するキャリア教育*の推進を通じて、女性人材の充実に努めます。

基本的施策①

男女共同参画に向けた人材発掘・育成

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
30 Ⅱ・ Ⅴ・Ⅸ に再掲	男女共同参画推進団体の活動への支援	男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画・運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援します。また、団体に対し、男女共同参画に関する情報の提供を行います。 数値目標 「協議会の新規加盟団体数」 ・10 団体（30 年度末）	男女共同参画課
53	人材リストの作成と活用	さいたま市内で活躍している女性の人材情報を広く収集し、次の目的のために活用します。 (1) さいたま市の審議会等の委員への登用 (2) さいたま市が主催する講演会の講師選定	男女共同参画課
54 Ⅳに再掲	女性のチャレンジ支援講座の開催	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援する講座を開催します。 数値目標 「講座受講者によるグループ設置数」 ・3 グループ以上（30 年度末）	男女共同参画課

基本的施策②

指導的役割を担う女性の人材育成

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
55	社会教育活動における指導者の育成	青少年に対する野外活動における、女性指導者の養成と資質能力の向上を目指した講習会を実施します。	青少年育成課

56	女性農業者の育成	女性農業者を含めた農業後継者の育成や、農業経営の安定化に向けた支援を行い、農業の発展と持続的な経営安定を図ります。	農業政策課
57 VIIに再掲	女性スポーツ指導者の育成	<p>地域においてスポーツの指導及び連絡調整の役割を担う「スポーツ推進委員」について、女性の積極的な登用を行います。</p> <p>数値目標</p> <p>「女性スポーツ推進委員の比率」</p> <p>・ 37.1% (25年度) → 42% (30年度末)</p>	スポーツ振興課
58 IVに再掲	キャリア教育の推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配付や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育*を推進します。	指導1課

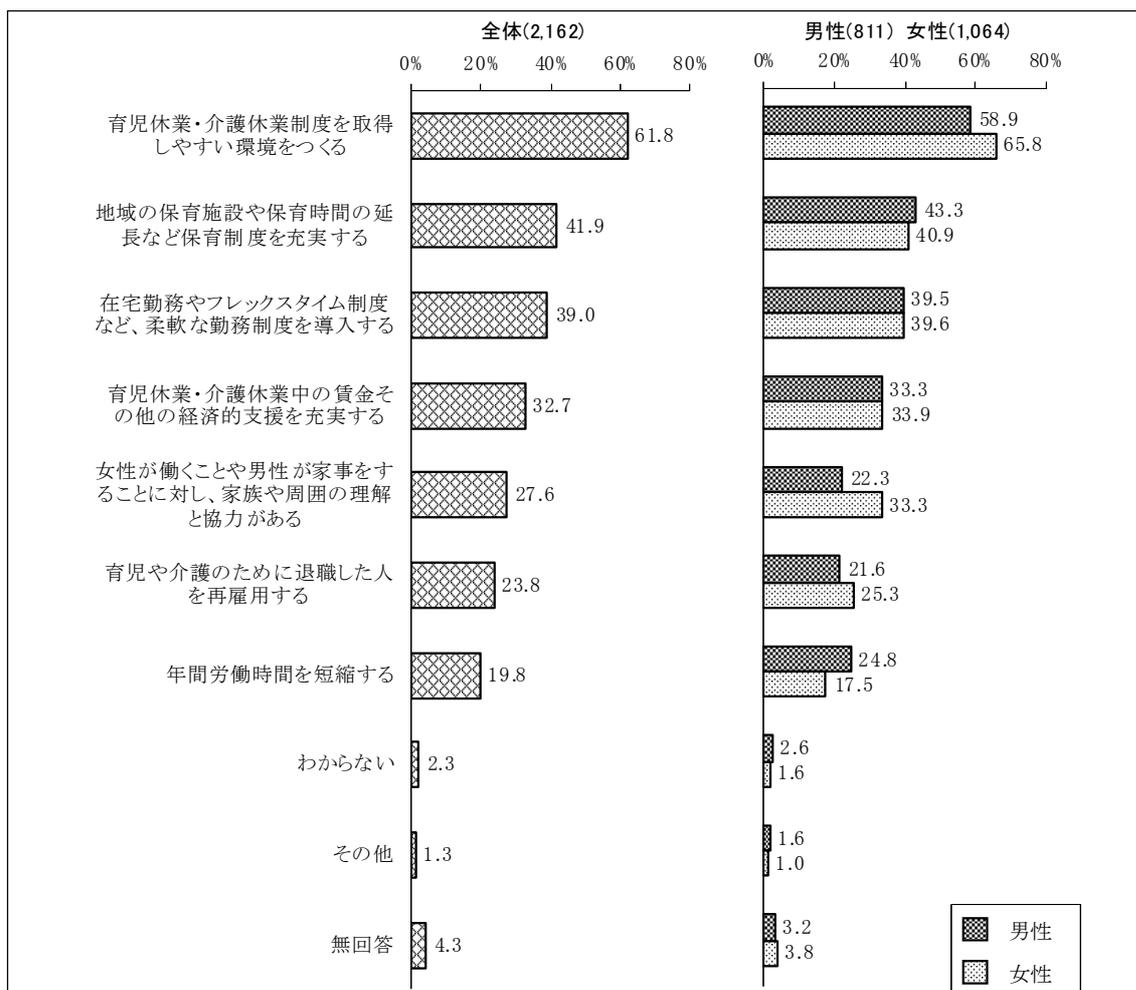
目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*」は、男女がともに健康を維持し、趣味や学習、地域活動への参画等を通じた自己実現を可能とするとともに、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。この理解を深めるとともに、「仕事と生活の調和」が、企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つことの理解を促進し、社会的気運の醸成を図ります。

雇用・就労の分野では、男女の均等な機会と待遇の確保を実現するため、女性の能力が十分に発揮できるよう積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション*）の推進に取り組みます。

また、女性が経済的に自立し、出産・子育て、介護等により就業を中断することなく継続できるよう、「M字カーブ*問題」の解消に取り組むとともに、「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク*）」という視点を踏まえた職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上を図ります。

図表 3-4 仕事と家庭の両立のために必要なこと



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 24 年 1 月）

施策の方向 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

重点事項 1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*に関する理解と意識啓発を推進します。また、事業者における仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を促進するとともに、市役所自らも率先して取り組みます。

基本的施策①

重点事項 1

仕事と生活の両立のための意識啓発

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
59	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業	職場・家庭・地域において、男女がともに責任を担い、協力しあうことで、仕事と生活の調和が図られるように、ワーク・ライフ・バランスに関する事業を展開します。	子育て企画課 労働政策課 男女共同参画課
60	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座の開催	男女共同参画推進センター及び事業所などにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する講座・講演会を開催します。 数値目標 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合」 ・90%（30年度末）	男女共同参画課
32 Ⅱに 再掲	男性のための講座の開催	男性の家庭・地域生活への参加を促進するための講座を開催します。 数値目標 「講座等受講者の満足度」 ・79.9%（24年度末） → 90%（30年度末）	男女共同参画課

基本的施策②

重点事項 1

事業者による取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
31 Ⅱ・Ⅲ に再掲	事業所を対象とする講座の開催	男女共同参画推進センターにおいて、事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。 数値目標 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合」 ・90% (30年度末)	男女共同参画課
61	子育てを支援している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ提出した「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
62 Ⅳに再掲	事業所内保育施設推進事業	事業所内保育施設に地域の児童を受入れるための拡充・新設に要する経費、運営費を補助します。	幼児政策課
新規 63 Ⅳに再掲	「CSRチェックリスト」の活用による意識啓発	「CSR（企業の社会的責任）チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。	経済政策課
新規 64 Ⅳに再掲	積極的な取組を行っている企業等への認証制度の実施	ワーク・ライフ・バランスの推進など積極的な取組を行っている企業を募集し、認証します。	男女共同参画課

基本的施策③

重点事項 1

育児・介護休業等への理解と取得の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
37 Ⅱに再掲	育児・介護休業制度の普及・啓発	事業主・従業員などの育児・介護休業法などに関する正しい理解と認識を深めるため、リーフレットの配布、労働法講座の開催、労働ガイドブックの作成を行います。	労働政策課

65	労働法規等への理解の促進	労働法などに関する正しい理解と認識を深めるため、リーフレット配布、労働法講座の開催及び労働ガイドブックの作成を行います。	労働政策課
66	労働時間短縮のための啓発	定時退社の促進など労働時間短縮のための啓発を行います。	労働政策課

基本的施策④

重点事項 1

事業者としての市役所の取組

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
67	育児休業・介護休暇取得の促進	さいたま市職員の育児休業、育児短時間勤務、部分休業、介護休暇の取得を促進します。 数値目標 「男性の育児休業取得率」 ・ 5.2% (24年度) → 10% (30年度)	人事課
68	時間外勤務の縮減	時間外勤務の縮減を促進します。 数値目標 「時間外勤務が年間 360 時間未満の職員の比率」 ・ 71.9% (24年度) → 100% (30年度)	人事課
69	リフレッシュ休暇やボランティア休暇の取得促進	リフレッシュ休暇やボランティア休暇の取得を促進します。	人事課
新規 70	職員ハンドブックによる啓発	男女共同参画の視点を持って業務にあたるための指針として、職員ハンドブックを作成・配布します。	男女共同参画課

施策の方向 2

多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

多様なライフスタイルに対応した子育て・介護に関する情報提供と支援策の充実を図ります。

基本的施策①

子育て情報の提供と学習機会の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
38 Ⅱに再掲	出産前教室の実施	主に初めてお産をする母親と父親を対象に、妊娠・出産・育児について講義や実習等を通して学べる教室を各区役所で実施します。	地域保健支援課
39 Ⅱに再掲	親子教室の開催	子育て家庭における育児力の向上のために、児童センターの自主事業として保健師による健康の話、赤ちゃん体操や手遊び、絵本の読み聞かせ、工作など様々な教室を開催します。	青少年育成課
71	育児学級の開催	おおむね生後2～3か月の児とその保護者を対象に、友達づくりをしながら育児について楽しく学び、遊びを通して親子のふれあいを深めるための「育児学級」を各区役所で実施します。	地域保健支援課
72	子育て情報の提供	子育て応援ブックなどの情報誌の発行、子育て専用のホームページ「さいたま子育てWEB」、子育て応援ダイヤルなど、市内の子育て情報を一元的に提供します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">数値目標</div> 「さいたま子育てWEB会員登録者数」 ・1,179件（24年度末）→ 1,500件（30年度末）	子育て支援課

基本的施策②

子育て支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
73	子育て相談の実施	各区役所に家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行います。	子育て支援課
74	子育て支援ネットワークの充実	子育て支援を実施している行政機関、児童福祉関係者、市民団体、学識経験者などが連携し、情報交換・意見交換、課題の共有化、子育て支援の在り方の検討を行います。	子育て支援課
75 Vに再掲	子育て支援拠点施設整備・運営事業	3歳未満の児童及びその保護者が、気軽に集い交流を図れる場を提供するとともに、保護者に対し育児不安などについての相談指導を実施します。 数値目標 「単独型施設数」 ・10か所（24年度末）→10か所（30年度末）	子育て支援課
76 Vに再掲	ファミリー・サポート・センター*の充実	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）から成る会員組織で、アドバイザーが、会員による相互援助活動の調整などを行います。 数値目標 「提供会員登録数」 ・845人（24年度末）→950人（30年度末）	子育て支援課
77	子育てヘルパー派遣事業	体調不良などで昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない子育て世帯にホームヘルパーを派遣し、家事・育児支援を行います。 数値目標 「年間延べ利用件数」 ・350件（24年度末）→600件（30年度末）	子育て支援課
78	子どもショートステイ事業	疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭においての養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設などに空きがある場合、児童を短期間預かります。	子育て支援課
79	小児救急医療体制の充実	子どもが急病のときに看護師などがアドバイスを行う「さいたま市子ども急患電話相談」を実施します。また、市民向け医療機関情報検索サイト「さいたま市医療ナビ」を公開します。	地域医療課

新規 80	幼児教育相談	幼児期における家庭教育の充実を図るため、幼児の健康やしつけ、言葉等、日常の生活の中での悩みや心配事に関する相談を受け、専門のカウンセラーが個別に指導・援助します。	指導1課
新規 81	幼児教育電話相談	幼児期における家庭教育の充実を図るため、幼稚園（保育所）での悩みや発達、就学の相談など、幼児に関する相談を受けます。	指導1課
新規 82	（仮称）さいたま市子ども総合センターの整備	子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、中核施設「（仮称）さいたま市子ども総合センター」を整備します。	子ども総合センター開設準備室

基本的施策③

介護支援策の充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
83	介護に関する情報提供と相談の充実	介護保険事業などに関する情報提供を実施します。また、各区役所に介護保険相談員を配置し、介護相談を行います。	介護保険課
84 Vに再掲	認知症サポーター養成事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる、認知症サポーターの養成を行います。 数値目標 「認知症サポーター養成数」 ・24,392人（24年度末）→40,000人（29年度末）	高齢福祉課
85	生活支援ショートステイの実施	介護保険制度によるサービスを受けられない場合などを対象に、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設への短期入所サービスを実施します。	高齢福祉課
86	介護保険関連施設等の整備促進	在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による整備の促進を図るため、施設建設費の一部助成などを行います。 数値目標 「特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の定員」 ・7,123人（25年度）→8,140人（26年度末）	介護保険課

87 Vに 再掲	高齢者地域ケア・ネットワークの構築	<p>地域福祉推進委員会との協力・連携の体制を築き、要援護高齢者の地域生活・日常生活を支援する地域ケア・ネットワークを構築します。</p> <p>数値目標</p> <p>「ネットワーク構築地区数」 ・27地区（24年度末）→47地区（29年度末）</p>	高齢福祉課
88	レスパイトサービス*の実施	<p>知的障害児（者）の介護者を一定期間介護から開放し、心身のリフレッシュを図るために知的障害児（者）を一時的に生活ホームで預かります。</p>	障害福祉課

施策の方向 3

働く場における男女の均等待遇の促進

働く場における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、正しい理解と認識を深めるための情報提供・啓発を行うとともに、積極的な取組を行う事業者を支援します。

基本的施策①

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
89	男女雇用機会均等法の普及・啓発	男女雇用機会均等法*に関する正しい理解と認識を深めるため、リーフレットの配布、労働法講座の開催及び労働ガイドブックの作成を行います。	労働政策課
90	就業の場における男女平等意識の啓発	企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、男女均等な採用選考の啓発を図るため、リーフレットなどの配布を行います。	労働政策課
91	女性労働に関する情報の収集・提供	女性の労働に関する図書やチラシなどの情報を収集するとともに、貸出し・提供します。	男女共同参画課
		企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、女性労働に関する情報を提供するため、リーフレットなどの配布を行います。	労働政策課
92	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直し	職員研修の開催、男女共同参画職員ハンドブックの配布などにより、職務・職場における固定的な性別役割分担意識*の見直しを促進します。	男女共同参画課 全 庁

基本的施策②

積極的格差是正措置の具現化に向けた取組の促進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47 Ⅲ・Ⅳ に再掲	積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の周知	企業の事業主・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクション*の周知を図るため、リーフレットなどの配布を行います。	労働政策課
93	女性技術者を雇用している企業への入札制度における優遇措置	建設工事競争入札参加資格審査における等級区分において、女性技術者を雇用している「市内に本店を有する企業」に発注者別評価点を加点します。	契約課
新規 64 Ⅳに再掲	積極的な取組を行っている企業等への認証制度の実施	ワーク・ライフ・バランスの推進など積極的な取組を行っている企業を募集し、認証します。	男女共同参画課

施策の方向 4

女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消 に向けた取組の推進

重点事項 2

女性の継続就業や再就職などのための環境整備を促進するとともに、女性の起業など、経済的自立に向けた多様な働き方へのチャレンジ支援を図ります。また、固定的性別役割分担にとらわれず、就業能力を高め、長期的な視点を踏まえた適切な職業選択が行えるよう、キャリア教育*の推進などを行います。

基本的施策①

重点事項 2

再就職のための支援体制整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
94 Vに 再掲	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭の父母等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談などを行います。 数値目標 「ひとり親家庭等自立支援プログラム策定人数」 ・16人（24年度末）→50人（30年度末）	子育て支援課
95	再就職支援のための講座等の開催	女性の再就職支援をテーマとした講座・講演会を開催します。	男女共同参画課
96	再就職支援等に関する職業情報・資料等の提供	キャリア・コンサルティング*、職業実務講座、就業体験事業、就職支援セミナーなどを実施します。就労支援を行っている外部機関及び各種セミナーなどのリーフレットを配布します。	労働政策課
新規 97	ふるさとハローワークの拡充	ふるさとハローワークにおいて、国と連携しキャリア・コンサルティング及び内職相談を実施し、仕事と家庭の両立支援等の相談窓口を設置するなど、子育て世代求職者の再チャレンジ支援を拡充します。 数値目標 「ハローワーク利用者を除くふるさとハローワークの女性利用者数」 ・延べ1,984人（24年度末） →延べ2,500人（28年度末）	労働政策課

<p>新規</p> <p>98</p>	<p>女性の再就職支援</p>	<p>女性の再就職を支援するため、就業体験や職場見学会等の再就職支援事業を新たに実施し、受講者の就職につなげます。</p> <p>数値目標</p> <p>「支援事業による就業者の割合」</p> <p>・ 11.4% (21～25 年度累計)</p> <p>→ 50%以上 (26～29 年度累計)</p>	<p>労働政策課</p>
----------------------------	-----------------	---	--------------

基本的施策②

重点事項 2

多様な働き方への支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
99	起業家支援事業	<p>創業(予定)者に対して相談、創業アドバイザーや専門家派遣、創業融資のあっせん等を行い、経営面や資金面での支援を行います。</p>	経済政策課
100	職業能力開発事業の推進	<p>勤労女性センターや他の施設において、勤労者・求職者を対象に、職業実務講座を開催します。</p> <p>数値目標</p> <p>「勤労女性センターにおける講座の開催回数」</p> <p>・ 180 回 (24 年度末) → 220 回以上 (29 年度)</p>	労働政策課
<p>新規</p> <p>63</p> <p>IVに再掲</p>	「CSR チェックリスト」の活用による意識啓発	<p>「CSR (企業の社会的責任) チェックリスト」の活用により、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への支援に関する意識啓発を、市内中小企業に対して促します。</p>	経済政策課
101	ニュービジネス大賞の実施	<p>斬新でアイデアあふれるビジネスプランを「さいたま市ニュービジネス大賞」として表彰します。また、女性創業の分野において、地域資源を活用したプランなどを募集・表彰します。</p> <p>数値目標</p> <p>「応募件数」</p> <p>・ 87 件 (24 年度) → 400 件 (26～29 年度累計)</p>	経済政策課
<p>新規</p> <p>102</p>	女性創業相談会	<p>創業を目指す女性を対象にした個別相談会を開催します。毎月 1 回 (第 3 金曜日) 開催。</p> <p>※「創業・ベンチャー支援センター埼玉」との連携事業</p>	中央図書館 資料サービス課

新規 103	専門家による 個別相談会	創業や経営に関するテーマ別個別相談会を開催します。毎月1回（第3木曜日）開催。 ※「(公財)さいたま市産業創造財団」との連携事業	経済政策課 中央図書館 資料サービス課
新規 104	創業相談会	創業予定者を対象とした個別相談会を開催します。毎月1回（第3火曜日）開催。 ※「(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 北関東信越創業支援センター」との連携事業	中央図書館 資料サービス課
新規 105	起業・創業応援 セミナー	創業予定者、創業して間もない方などを対象としたセミナーを開催します。年4回開催。 ※「(株)日本政策金融公庫 国民生活事業 北関東信越創業支援センター」、「(特非)さいたま市起業家協議会」との共催	中央図書館 資料サービス課

基本的施策③

重点事項2

女性のチャレンジ支援

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
47 Ⅲ・Ⅳ に再掲	積極的格差是 正措置（ポジ ティブ・アク ション）の 周知	企業の事業主・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクション*の周知を図るため、リーフレットなどを配布します。	労働政策課
54 Ⅲに 再掲	女性のチャ レンジ支援 講座の開催	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援する講座を開催します。 数値目標 「講座受講者によるグループ設置数」 ・3グループ以上（30年度末）	男女共同参画課
106	女性のチャレ ンジ支援のた めの情報提供	各分野での人材育成を目指し、女性のチャレンジを総合的に支援するための情報収集・提供を行います。	男女共同参画課
107	女性のための チャレンジ相 談の実施	女性の再就職支援をテーマとした講座などを開催する際に、相談する機会を設け、情報提供等を行います。	男女共同参画課
108	関係機関との 連携	女性の経済的自立の促進のために、関係機関・団体などと連携し、講座の共催などを行います。	男女共同参画課

109	従来女性が少なかった分野へのチャレンジ支援	理工系分野など従来女性が少なかった分野への女性のチャレンジを支援するための情報提供及び講座を開催します。 数値目標 「講座等受講者の満足度」 ・ 79.9% (24年度末) → 90% (30年度末)	男女共同参画課
-----	-----------------------	--	---------

基本的施策④

重点事項 2

保育施設等の整備・充実

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
62 IVに再掲	事業所内保育施設推進事業	事業所内保育施設の整備や地域の児童受入れのための拡充・新設に要する経費、地域の児童を受け入れた場合の運営費を補助します。	幼児政策課
110	認可保育所の延長保育・一時預かり事業	子育てと仕事の両立を支援するため、認可保育所における延長保育及び一時的に家庭での育児が困難な場合や保護者の育児披露の解消に対応するため、一時預かり事業を拡充します。 数値目標 「延長保育・一時保育実施保育所数」 ・ 延長保育 145 か所 → 170 か所 ・ 一時保育 62 か所 → 80 か所 (25年度) (30年度)	保育課
111	病児保育室の拡充	保育所などに通所中の児童が病気又は病気回復期のため集団保育が困難な時期に、病院又は保育所などの専用スペースで一時的に預かる「病児・病後児保育」の実施施設を拡充します。 数値目標 「病児保育室施設数」 ・ 6 施設 (24年度末) → 10 施設 (28年度末)	幼児政策課
112	ナーサリールーム・家庭保育室の充実	認可外保育施設のうち、一定の基準を満たした施設をナーサリールーム*・家庭保育室として認定し、運営を助成することで、0歳～5歳未満の乳幼児を良好な環境で保育します。 数値目標 「ナーサリールーム・家庭保育室の定員数」 ・ 4,156 人 (25年度) → 4,356 人 (26年度)	幼児政策課

113	認可保育所の拡充	<p>女性の社会進出を進め、子育てと仕事の両立を図るため、民間活力を利用した認可保育所設置を支援し、保育の受入枠を拡大することにより、保育所入所待機児童の解消を図ります。</p> <p>数値目標 「定員数」 ・ 12,983人（24年度末）→ 16,583人（28年度末）</p>	幼児政策課
114	私立幼稚園預かり保育事業の充実	<p>私立幼稚園の正規の教育時間の前後に実施する「預かり保育事業」に対して補助金を交付します。</p> <p>数値目標 「11時間開所の施設数」 ・ 4園（25年度）→ 32園（29年度）</p>	幼児政策課
115	放課後児童健全育成事業	<p>「放課後児童クラブ」において、就労などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成・指導を行います。</p> <p>数値目標 「受入れ可能児童数の年間増員数」 ・ 309人（25年度）→ 420人（29年度）</p>	青少年育成課
116	障害児保育の充実	<p>障害のある子どもを幅広く認可保育所で受け入れ、集団保育の中での健全な成長・発達を促します。</p> <p>数値目標 「障害児（育成支援児）受け入れ施設数及び人数」 ・ 公・私立保育所 91施設 234名 → 公・私立保育所 100施設 250名 （24年度末） （30年度末）</p>	保育課

基本的施策⑤

重点事項2

心身の健康が保てる就業環境の整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
117	働く人の心のケア	就労中や就職活動中に生じる悩みを抱えた方からの相談に対応します。	男女共同参画課
118	妊産婦にかかわる特例の普及	労働基準法における働く女性の妊娠・出産にかかる特例の普及・啓発のため、リーフレットを配布します。	労働政策課

119	勤労者定期健康診断の実施	勤労女性センターを使用し、「(公財) 埼玉県健康づくり事業団」の実施する勤労者向けの定期健康診断に協力します。事業実施について、市報や各区役所へのリーフレット配布により、広く周知を行います。	労働政策課
-----	--------------	---	-------

基本的施策⑥

重点事項2

就業継続のための環境整備

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
120	働く女性のための講座などの開催	事業主・従業員等に対し労働法などに関する正しい理解と認識を深めるため、労働法講座を開催します。勤労女性センターにおいて、職業実務講座等を開催します。	労働政策課
121	女性の就業継続支援制度の普及・啓発	女性の就業継続支援制度の普及・啓発のため、リーフレットなどを配布します。	労働政策課
122	パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発	パートタイム労働法などの普及・啓発のため、リーフレットなどの配布及び労働法講座を開催します。	労働政策課
31 Ⅱ・Ⅲ に再掲	事業所を対象とする講座の開催	事業所を対象に、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講座・講演会を実施します。 数値目標 「ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合」 ・90% (30年度末)	男女共同参画課

基本的施策⑦

重点事項2

若年層就業支援とキャリア教育の推進

事業番号	推進事業	事業内容	所管課
123	早期起業家教育事業の実施	市内小・中学生を対象に、企業活動の流れを実践的に体験する場を提供し、起業家精神を備えた人材の育成を図るとともに、市全体で起業家教育を推進する環境を創出していきます。	労働政策課

58 Ⅲに 再掲	キャリア 教育の推進	生徒が主体的に進路選択できる資質を育成するためのワークシートの作成・配付や、中・高等学校の教員を対象とした「さいたま市進路指導・キャリア教育連絡協議会」を開催するなど、各学校と協働し、進路指導・キャリア教育*を推進します。	指導1課
124	さいたま市中 学生職場体験 事業「未来(み ら)くるワー ク体験」	市立中学校の生徒に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会となる、さいたま市中学生職場体験事業「未来(みら)くるワーク体験」を実施します。	指導1課
125 Ⅴに 再掲	若年者就業支 援事業	就職支援セミナー、キャリア・コンサルティング*、就業体験等事業、民間就職情報サイト活用による就職支援等を実施します。また、困難な状況を抱えた若年者の職業的自立を促進するため、「地域若者サポートステーション」事業と連携した支援を実施します。	労働政策課
126	地域技術人材 育成事業	市内工業高校生を対象に、企業見学、インターンシップ*、デュアル・システム*、高度技能実習を実施します。 数値目標 「インターンシップ受け入れ企業数」 ・100社(24年度末)→100社(計画期間内各年度)	労働政策課
新規 127 Ⅴに 再掲	さいたま市 子ども・若者 支援ネットワ ーク	社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するため、関連機関との連携を図り横断的な支援体制を構築します。	青少年育成課
新規 128 Ⅴに 再掲	さいたま市 若者自立支援 ルーム	社会生活を営む上で困難を有する若者を対象に、個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施し、円滑な自立を果たせるよう支援します。	青少年育成課